

ぱちんこ業界における広告・宣伝 ガイドライン



目次

第1章:ぱちんこ業界における広告・宣伝ガイドラインについて

1. ぱちんこ広告協議会について	2
2. ガイドラインの制定趣旨について	2
3. ガイドラインが対象とする「広告物」について	2
4. 広告の評価にあたって留意すべきこと	2
5. 本協議会の措置	3

第2章:ぱちんこ業界における広告表現のガイドラインについて

1. 広告表現における基本事項	3
2. 許容されない表現事項(キャッチコピー・画像等が対象)	3
3. 知的財産権・著作権の順守	3・4・5
4. 業界団体の自主規制	5
5. 免責の特例	6

第3章:その他各種広告表現及び広告媒体や取材・報道に関する個別留意事項

1. 営業所における「取材・収録」について	6・7
-----------------------	-----

附則	8
----	---

第1章：ぱちんこ業界における広告・宣伝ガイドラインについて

1. ぱちんこ広告協議会について

ぱちんこ広告協議会(以下、本協議会)は、遊技業界に関わる広告を依頼する者、広告を企画・制作する者・広告を掲載・放送する者等で構成し、行政や関係諸団体との連携のもと、遊技業界における広告・宣伝を、本協議会が定めた広告掲載基準に則り、適正化させるとともに、企業と消費者を結び、信頼感を醸成するという広告の社会的使命を果たすことにより、遊技業界の大衆娯楽としての健全化を促進し、日本の社会文化経済の発展に寄与することを目的とする。

2. ガイドラインの制定趣旨について

ぱちんこ関連業界の広告を行うにあたっては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律並びに同法に基づく命令及び都道府県の条例、並びにそれに基づく通達(以下、風営法等)を順守することは勿論、一般消費者が適正に利用することができるよう事実に基づく正確な情報伝達に努め、ぱちんこ業界に対する信頼を高めることを絶えず念頭においてこれにあたらなくてはならない。

本協議会は、適正な広告を行うために、風営法等の趣旨に基づき、パチンコホールの経営特性を考慮した規制及び順守されるべき事項がより明確になるように配慮し、自主的に順守すべき指針として、「ぱちんこ業界における広告・宣伝ガイドライン」を定めた。

なお本ガイドラインは、編集時点での風営法等を考慮したものであって、新しい演出が施された遊技機に伴う表現・運用や遊技業界内外における時勢の変化に対応するため、改訂を適宜行うものとする。

3. ガイドラインが対象とする「広告物」について

本ガイドラインが対象とする広告物は、パチンコホール業に係わる広告物すべてを対象とし、当
面以下の通りとする。

- (1)新聞広告
- (2)雑誌広告
- (3)ラジオ
- (4)テレビ(CS、BS等も含む)
- (5)屋外広告
- (6)交通広告
- (7)インターネット広告
- (8)その他、ぱちんこ関連業界に関わるSP関連媒体

4. 広告の評価にあたって留意すべきこと

ある広告が不適切な広告となるか否かについては、本ガイドライン第2章に記載した表現やそれに類似した表現以外であっても、字句や文面のみから一律で判断されるべきものではない。広告表現全体の構成や説明の文脈、又は世相によって、消費者に与える広告の効果は変化するものであり、また広告媒体の特性によっては、広告スペースや活字の大きさ、画面の組合せの効果なども影響してくる。広告の評価にあたっては、このような各種の要件を総合的に判断する必要があることに留意しなければならない。

また広告は、その内容が虚偽誇大にわたらないようにするとともに、清浄な風俗環境の維持を図るため、風営法等により規制がなされていることを理解しなければならない。

《追加④》

5. 本協議会の措置

第1章第1項の目的達成のため、会員企業が行う広告・宣伝の内容が、第2章及び第3章に抵触すると認められるもの、風営法違反の疑いのあるもの又は業界団体の自主規制等に反するものと認められる場合には、本協議会は関係機関等と連携・調整のうえ、その程度に応じ、当該会員企業に対し指導勧告等の必要な措置を講じることができる。

第2章: ぱちんこ業界における広告表現のガイドラインについて
1. 広告表現における基本事項

表現の自主基準は「遊技機の性能に調整を加えるなどして、著しく多くの遊技球またはメダルを獲得させることを謳う表示、あるいは遊技球の獲得が直ちに現金の獲得につながることを窺わせる表示」といった「射幸心をそそる表現」にならないようにコントロールし、広告の信頼性の向上を目的とするものである。

ここで言う「著しく射幸心をそそるおそれがある」とことは、大量出玉を予測させるものや、それに伴って「儲かる」ことをイメージさせる行為や表現を指すものである。

下記2項に表現として不適切な事項及び自体的な単語を列挙する。これら単語表現は行政の管轄にかかわらず使用を不可とし、ここに記載のない表現であっても、著しく射幸心をそそるおそれがあると思われる表現は使用不可と判断し、対象となる広告物としての利用を不可とする。その際の新たな表現については、その都度本協議会にて協議を行い、追加記載をしていくものとする。また、広告物掲載に伴った不利益等は、すべて広告主の責任となるため、その安全性を担保した表現とする。

2. 許容されない表現事項(キャッチコピーや画像等が対象)
(1) 入賞を容易にした遊技機の設置を窺わせる表現や表示

広告主、主には営業所(ここで言う営業所は、パチンコホールを指す)において、本来の性能に調整が加えられた遊技機の設置を窺わせる文字、記号、イラスト等(パチンコ営業の客一般に、遊技機の性能調整の実施を窺わせるものとして運用する一方で、一般人には表現の意図が不明な隠語その他の表現を含む)の表示。

また有名人又は特定の人物をことさらゾロメの日(月と日が並ぶ日、例えば1月1日)等の特定の日に招致することにより、遊技客をして遊技機本来の性能に調整を加えた遊技機等の設置を期待させる広告・宣伝や、平成24年通達以降、にわかにか大当たりを象徴する「7」、又は回胴式遊技機の設定「6」やパターン化された数字等にかけて、新たに企業理念を適当に設けて、「7つの約束」「6つの思い」などと称して、実質的に著しく射幸心をそそるおそれのある表現を記載している広告・宣伝もこれに含まれる。

例)

甘釘、特選台、天国調整、モーニングサービス、イブニングサービス、赤字覚悟の熱血週間、最強、大好評、好評、有名人・特定の人物を用いて特定日(出玉イベント)を想起させること、特定日を窺わせるデザイン 等

《追加①》

紙媒体やWEB媒体問わず、事前掲載として以下の内容は、著しく射幸心をそそるおそれのある表現とし、許容されないものとする。

- 特定機種(設定示唆)に紐づけた台番表記は、いかなる場合でも掲載しない。
- 適切と思われない表現(“全台系”や営業時における設定状況をことさら示唆する表現、ことさら特定機種、高設定を印象づける表現)
 例:機種名のフォント変更、文字色での強調等、高設定を示唆と思われる表現(スロットコーナー全体の1/5以上に最高の期待感のある台等)
- 特定機種のみを取り上げた表記は掲載しない。

《追加③》

第2章2項における「ゾロメの日」とは、月と日が重なる日とし、日にちとしては以下と定める。
 1月1日、2月2日、3月3日、4月4日、5月5日、6月6日、7月7日、8月8日、9月9日、
 10月10日、11月11日、12月12日 の年間12回とする。

(2) 大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等を示す表示

営業所に設置されている遊技機の全て又は一部の設定状況を直接的又は間接的に窺わせる数字・文字・記号・イラスト等(パチンコ営業の客一般に、遊技機の性能調整の実施を窺わせるものとして通用する一報で、一般人には表現の意図が不明な隠語その他の表現を含む)の表示

例)

設定○大量投入、朝一高確率スタート、特定日を窺わせるデザイン 等

(3) 賞品買取行為への関与を窺わせる表示

景品買取所の所在地及び景品買取所における特定の景品の買取価格等を、直接的又は間接的に窺わせる数字・記号・イラスト(パチンコ営業の客一般に、遊技機の性能調整の実施を窺わせるものとして通用する一方で、一般人には表現の意図が不明な隠語その他の表現を含む)の表示

例)

○円交換、等価交換、高価交換、完全交換、好感度MAX、闘火(どうか)、高感度 等

(4) 遊技客が獲得した遊技球等を示し、これに付随して景品買取所における買取価格等を直接的又は、間接的に示す表示

店舗の所在地について、例えば「○○駅東口から徒歩で33秒、160歩、ダッシュで5秒」という広告・宣伝を行い、これにより「4円パチンコなら33玉、1円パチンコなら160玉、20円スロットなら5枚で100円相当の賞品と交換する」といういわゆる等価交換違反にあたる内容を巧妙に偽装している広告・宣伝もこれに含む。

例)

出玉ランキング表等にそれぞれの出玉に応じた景品買取所における買取価格等を併せた表示

(5) 著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることを示す表示

例)

時速○○万枚、出玉挑戦、大放○万枚、万枚オーバー、ゲリライベント
 玉箱を重ねて著しく多くの遊技球を獲得した状況を演出 等

《追加①》

店内の写真画像を掲載することは問題ないが、特定機種を印象づける画像や出玉をことさら強調するような画像を掲載することは、著しく射幸心をそそるおそれのある表現として、許容されないものとする。

例:出玉(メダル)を中心にことさら強調する写真画像。

(6)風営法第19条(遊技料金、賞品の提供方法・価格等)の規制に違反する行為が行われていることを直接的又は間接的に示す表示

例)

激安、大特価賞品、無料引換券、50%off景品チケット、無料遊技球の提供
1万円を超える賞品の提供が受けられることを示す表示
遊技の結果に応じてポイント等を付与し、当該ポイント等に応じた賞品の提供を示す表示
「0/00より貯玉/再プレイ手数料無料」等営業形態の変更告知に関しては「初回の1回のみ」とし、「0/00!プレイ手数料無料」や「0/00!プレイ低数量000玉・00枚まで無料」などイベントを想起させる広告・宣伝 等

(7)遊技の結果について客の技量により差異が生じる余地を無くしていることを窺わせる表示

例)

ハンドル固定、目押しサービス 等

(8)社会通念、公序良俗上配慮に欠けると思われる表示

地震、戦争、暴力、賭博、麻薬、性表現等がこれに含まれる。

例)

震災後における、激震、震撼、戦慄、震度〇、マグニチュード〇、覚醒 等

(9)その他、営業所の安全性を担保できないと本協議会にて判断される表現

例)

警察公認、警察制服をモチーフとしたデザイン

3. 知的財産権・著作権の順守

広告物は、商標(各種シンボルマーク・ロゴマーク・ロゴタイプ・フレーズ等)・意匠・デザイン・アイデア・発明・特許等の重要な知的財産に係る権利が順守されることが必須である。

また、キャラクターやタイアップ機種の原作のイメージを歪めるような表現も同様である。

4. 業界団体の自主規制

本ガイドラインは規制対象となる表現等を明示したものであるが、各都道府県において遊技組合等の業界団体が本ガイドラインより厳しい自主規制のルールを策定している時には、地域の実情に応じて、当該地域における善良の風俗と清浄な風俗環境の保持に必要であると業界団体が判断して設けている自主規制と判断し、その規制に従うものとする。

また、自主規制のルール対象外であっても地域の実情に応じて適切な広告の掲載を行う。

5. 免責の特例

ぱちんこ関連業界の広告物は、本ガイドラインに則して、広告物の信頼性の向上を目指すものであるが、営業所の地域の自主規制及び行政当局の通達等の指導も当然順守すべきものであり、その地域の実情を承知している広告主がその責任において判断し行うものである。広告物掲載にあたっては、本協議会は全ての賠償等の責任を負わないものとする。

第3章:その他各種広告表現及び広告媒体や取材・報道に関する個別留意事項

1. 営業所における「取材・収録」について

(1) ぱちんこ関連業界における取材について

ここで明示する「取材」とは、広告媒体社または広告代理店などが広告主より依頼を受け、掲載する記事や動画等の掲載のためにライターが営業所で取材することを指す。また、取材については、営業所に設置されている遊技機を実際に試打・遊技する「実戦取材」や実戦を伴わない取材を含む。

(2) 取材・収録に関する告知について

取材した内容については、原則として広告媒体に掲載することとし、単なる現場でのイベントとの疑念を抱かれないように配慮すること。

また、事前の告知に関しては、実施場所(営業所)が掲載されることが予想されるため、第2章第2項を留意した表現とすること。

(3) 取材・収録に関する事後の記事掲載

記事掲載及び告知にあたっては、前項と同様に、営業所が主体となる広告表現に関しては、第2章第2項「許容されない表現事項」に十分に留意すること。ただし、媒体社が主体となる場合であっても、営業所の安全性を担保した記事内容とすること。

《追加①》

後告知(結果発表を含む)において、同一箇所(同一ページ等)に次回の収録や取材の告知が掲載されている場合は事前告知とみなし、掲載しないものとする。

(4) 「取材・収録」における留意事項

取材当日及び記事掲載等において、来店客に対してプライバシー及び肖像権を十分に尊重して行うこと。

《追加②》

(5) 来店・収録を実施する際の遵守すべき事項

(ア) 前日及び当日において、実戦台(取材者が遊技し実戦する予定の遊技機)をことさら煽らない。ただし、実戦を始めてからの報告を客観的に紹介することは許容する。

(イ) 前日及び後日において営業時の機種示唆及び設定示唆を行わないこととする。ただし、取材者自らが遊技する実戦台の挙動を客観的に紹介することは許容する。

(ウ) 来店・収録関係者が遊技をする際は、抽選や入場方法は一般のお客様と同様の流れで行うこととする。

(エ) 来店及び収録関係者が館内放送の際やその他ファンとの対応において、特定機種及び設定示唆するような表現は行わないものとする(生放送やツイキャスなども同様とする)。

《追加③》

(オ) 来店・収録・取材については、第2章2項で定める「ゾロメの日」にて実施はしない。

《追加②》

(6) 番組制作を実施する際の遵守すべき事項

番組制作を実施する際は、「第2章2. 許容されない表現事項」に十分留意し、著しく射幸心のそそる恐れのある行為は行わないものとする。

(ア) 禁止事項

- (a) パチンコ実戦におけるハンドル固定の映像表現
- (b) 番組内店舗にて釘調整を行っていることを連想させるような表現
- (c) “換金”を連想させる表現
- (d) 「第2章2. 許容されない表現事項」を伴う特定のイベントの案内・告知に関する表現
- (e) 「出玉総取り」「勝ち金総取り」等の、ぱちんこやパチスロ以外の客観的にギャンブル要素が強いと捉えられる恐れのある企画

(イ) 留意事項

- (a) 設定推測や店舗の状況説明等から設定を推測するような発言を行う場合、番組の企画上、自然な流れで不可欠とあらば問題ないが、著しく射幸心のそそる恐れのある表現にならないように、細心の注意を払うこと。
- (b) 番組収録の際に、パチスロなどで、あたかも高設定があるかのような表現や意図的に複数の高設定を窺わせる演出は避けることとする。
- (c) 機種特番に関して撮影ホール名を強調する演出は避けることとする。

附則

1. 更新履歴 ※改正の場合、改正①として旧文と新文を併記

協議日時	施行日時	更新内容
2016.11.10	2016.11.10	基本ガイドラインの作成及び運用
2017.06.29	2017.12.01	追記①
2017.07.25	2017.12.01	追記②
2017.10.31	2018.04.01	追加③
2018.03.27	2018.04.01	追加④

2. 解釈確認事項 等 ※必要に応じて、ガイドライン記載事項の具体的な解釈内容を記載

ぱちんこ業界における広告・宣伝ガイドライン
2018年3月版

《編集・発行》

一般社団法人 ぱちんこ広告協議会

《本ガイドライン運用に関するお問合せ》
一般社団法人 ぱちんこ広告協議会 運営事務局
毒島大輔

TEL 03-3471-0687 FAX 03-6433-0680

〒142-0043

東京都品川区二葉2丁目13番地9号 コーピアス西大井2階

MAIL info@paa.or.jp
